

論壇

情報交換制度とCRS（共通報告基準）

情報交換制度とは

情報交換制度とは租税条約等に基づく情報交換をい、納税者情報等を二国間の税務当局間で互いに提供することである。日本における情報交換には、1. 要請に基づく情報交換、2. 自発的情報交換、及び3. 自動的情報交換の3つの形態がある。1の要請に基づく情報交換とは個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請するものである。

つぎに2の自発的情報交換であるが、これは国際協力等の観点から、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するものである。

3の自動的情報交換は法定調書から把握した非居住者等への利子、配当等の支払等の情報を日本の税務当局から該当国の税務当局へ一括して送付するものであり、他国からも類似情報を一括して受領している。

この各国との自動的情報交換制度の枠組みを使って非居住者の銀行等口座情報について各国間で交換するものがCRS（共通報告基準、以下「CRS」という）に基づく情報交換であり、OECD主導により平成26年から日本でも導入され、現在116か国がコミットしてCRSによる情報交換が行われている。令和3年1月時点で、日本は84か国から219万件の口座情報を受領し、69か国に64万件の口座情報を提供している。

業の海外進出が活発化し、税務当局にとっては、「直接日本の主権が及ばないところへの国際取引調査」というテーマが発現し本支店取引、親子間取引について本格的な調査が行われた。その後、パルム期が終わると外資系の金融業者の一部は、海外市場で利益を得た事業法人をターゲットとして「みなし外国税額控除」や「外国税額控除の余裕枠」を利用する租税回避スキームを売り込んでいた。

平成10年以降、世界の金融市場の自由化が進展する中、日本においても外国為替法改正を始めとするいわゆる金融ビッグバンが行われ、経済のグローバル化が進展すると同時に高度な租税回避取引が散見された。一部の企業グループでは、ノミニーマトラストを利用して出資関係を遮断して、それらを究極の親会社の隠蔽とするスキーム（資本関係の遮断スキーム）が行われていた。

日本における情報交換制度

平成10年以前の国際課税に係る税制としてはタックス・ハイブ（昭和53年導入）、移転価格税制（昭和53年導入）、過少資本税制（平成4年導入）などが代表的なものであった。いわゆるパルム期には日本企

業の海外進出が活発化し、税務当局にとっては、「直接日本の主権が及ばないところへの国際取引調査」というテーマが発現し本支店取引、親子間取引について本格的な調査が行われた。その後、パルム期が終わると外資系の金融業者の一部は、海外市場で利益を得た事業法人をターゲットとして「みなし外国税額控除」や「外国税額控除の余裕枠」を利用する租税回避スキームを売り込んでいた。

世界の動き

1998年当時、OECDやEUの場で「有害な税

ない、あるいは条約があっても情報交換規定がワークしていない等により十分な国外情報が入りできなかった。また、当時は外資系金融法人による利益の配分やシフトも問題視された。グローバルトレーディングにおける利益の配分が典型であった。何らかの配分方法で世界全体利益の配分を各国のトレーディング拠点に行っているケースが多く見られ、その配分の妥当性を検証するために、各種データの照合分析と共にグローバルな全体利益の把握及び分割ファクター、配分指標を検証する必要があった。租税回避取引の複雑化、多様化に伴い、取引の解明には時系列的なグローバル取引の全貌把握が必要となり、もはや二国間の情報交換を充実させても、対処できない状況になっていったのである。

この事は日本のみならず、先進国の共通の問題意識であり、各国が連携して精緻な情報をタイムリーに入手することの必要性、並びに一国の努力では限界があることへのコンセンサスが得られ、各国の情報交換に係る協調ムードは一気に加速していった。

書税制リスト（47税制）が認定された。OECD報告書では、企業を誘致するため、税を過度に軽減する「有害な税の競争」の原因となる「有害税制」が定義されるとともに有害税制への対抗手段として加盟国が国内法上の措置や租税条約上の措置等を探ることが勧められた。

また、OECDは同年「タックス・ハイブリスト」を公表し、同時に各国税務当局における情報交換について「銀行情報へのアクセス」報告書を公表し、自国の課税利益が想定されなくても要請あれば情報を提供すべきであるとして、銀行秘密情報への税務当局のアクセスが認められていない国への勧告がなされた。

そして2005年にはOECD租税条約モデル第26条が改訂され、情報交換について自国に課税の利益がない場合も情報を収集し提供すること、銀行機密を理由とした情報提供の拒否を認めないこととなった。また、その頃、OECDにおいては、「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」が外郭組織として設立された。

グローバル・フォーラムとは国際的に合意された基準に基づく税の情報交換の競争力向上を目的として、参加国の情報交換に



福地 啓子【玉川】

関する国内法制、執行に關するピアレビュー（相互審査）の実施、各国の情報交換協定締結のための支援、新興国に能力強化のための支援などを行う組織であり、現在161の国、地域が参加するフォーラムである。

2008年当時、スイス大手銀行の銀行員による脱税助事件、リヒテンシュタインの元銀行員による富裕層情報の提供などが報じ

られ、また、金融システム安定化の観点からも、いわゆるタックス・ハイブへの不透明な資金の流れが国際的に問題視され、2009年4月のG20サミットを契機に、国際基準を策定し税務当局間で納税者情報（銀行機密情報も含む）の交換を行うことを各国が約する動きに繋がった。

この間、2010年米国では外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）が成立し、世界的に金融口座情報の自動的交換を実施するニーズが更に高まり、2013年11月のグローバル・フォーラムの総会において、自動的情報交換に対応するグループ（AEOIグループ）が組織され、CRS開始のための手続きや審査のあり方などについて検討が進められた。

CRS導入の意義

CRSの導入は、①日本の居住者が、外国の金融機関を通じて保有する金融資産の情報が、外国の税務当局から日本に毎年自動的に提供され、所得の申告もれを把握することができる。②外国の金融機関の口座を利用した脱税・租税回避を抑制し、全ての納税者による申告納税義務の遵守を促し、税負担の公平性を実現する。③国内の金融機関が国際基準を遵守しつつ税務当局間の自動的情報交換が行われることにより、金融市場に対する国際的信頼度の維持に資する。と意義付けられている。（税制調査会（国際DG③資料））

私には、国税庁においてCRSについて各国との情報交換の取決めの交渉（バイ条約あるいはマルチ条約）を担当した。個人的な印象

であるが、当初いわゆるタックス・ハイブ国は口座情報を提供することにやや消極的であると感じた。各国の税務当局に顧客の金融情報を開示することによって、自国への海外投資が減少するのではないか、自国の金融経済に悪影響を及ぼすのではないかと、懸念を持っていたと感じた。しかしながら、CRSにコミットしないこと「イコノプリ」その国のタックスコンプライアンスが低い」と認識されるのではないかと、国としてのステイタスを下げる事になるのではないかと、

という危機感が高まり、結果的に多くの国が手を挙げることになったと思われる。折しも巨大グローバル企業の多額の租税回避取引報道やパナマ文書やパラダイス文書に係る報道もなされ、世界レベルで情報交換すべきであるという機運が、タックス・ハイブ国にプレッシャーをかけていったともいえる。

現在、CRSの枠組みは整備され実行されているが、今後どう実効性を持たせるかは執行面の課題である。少なくとも各国において、①CRSによる報告が各国のコンセンサスの下で適正かつ公平に行われること②各国がグローバル・フォーラムにおける各種レビュー項目をきちんと遵守すること③金融機関が手続き（デューデリジェンス）にしたがって口座所有者の居住地国を適正に特定すること、などが配慮されなければならない。

これらのプロセスを経て、確実に実効性のある情報交換が実行されていくことが必要であると思われる。また、CRSは口座情報の交換であるため口座に結果する取引に有効であるが、同時に次の課題としては口座に必ずしも結果しない次世代型取引、残高を瞬間的にしか残さない取引（例えば暗号資産の譲渡、交換等）については、今後各国の税務当局において協調した対応が必要となってくる。

（参考資料）

- 内閣府 税制調査会資料
- 財務省、国税庁公表資料
- Global Forum on Transparency and EOI (OECD)

Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information (OECD)